

井原市西江原公民館管理運営委員会組織・専門部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、井原市西江原公民館管理運営委員会規則第4条第3項の規定に基づき、管理運営委員会（以下、「委員会」という。）の組織並びに各専門部の構成及び分掌について定める。

(組織)

第2条 委員会の組織は、別表1に定める。

(専門部の構成及び部員の任期)

第3条 専門部は、委員会の委員及び委員会で選出された部員でもって構成し、次の役員を置く。

部長 1名

副部長 若干名

- 部員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。また、補欠として選任された部員の任期は前任者の残任期間とする。

(専門部の分掌)

第4条 各専門部の分掌は、次のとおりとする。

専門部	分掌	備考
総務部	1 公民館の管理・運営全般に関すること 2 公民館事業の啓発推進と調査研究及び専門部間の調整に関すること 3 運営審議会に関すること 4 防災に関すること 5 他の専門部に属さないこと	運営審議会 管理運営委員会 新年互礼会
情報部	1 情報収集、記録の整理に関すること 2 広報紙、広報に関すること 3 ホームページの編集・掲載	公民館だより ホームページ
教養部	1 家庭教育学級に関すること 2 講演会・講習会の開催に関すること	たんぼぼ学級 人権教育講演会
ふれあいのまちづくり部	1 町民のふれあいや交流、郷土意識の醸成などに関すること 2 福祉団体との連携、活動推進に関すること 3 まちづくりに関すること	避難訓練 ふれあい広場 ふれあいスポーツ大会 敬老会

		ふれあい市への協力
文化部	1 文化事業の開催及び普及推進に関すること 2 文化教室の管理運営、同好会等の育成と活動推進に関すること	ふれあい広場 文化活動体験教室
体育・レクリエーション部	1 町民の健康体育、レクリエーション振興事業の開催に関すること 2 スポーツレ・クリエーション団体の育成と調整に関すること	ふれあい運動会 納涼盆踊り ふれあいスポーツ大会
愛育部	1 愛育委員会の活動に関すること	市愛育委員会 ふれあい広場
	附則 この規則は令和5年4月1日から施行する	

(会議)

- 第5条 専門部の会議は専門部会と称し、必要に応じて部長が招集して開催し議長となる。
- 2 部長が事故あるときは、副部長が代理する。
 - 3 専門部会は、部員の三分の二以上の出席をもって成立し、議事は出席部員の過半数をもって決する。
 - 4 専門部会には、部会に属さない委員等の出席を求めて意見を聞くことができる。

(議決事項の承認)

- 第6条 専門部会の議決事項で重要な事項または年度当初予算と大きく異なる案件については、常任委員会に提案し承認を得なければならない。ただし、そのいとまのないときは、委員長に承認を得なければならない。軽微な事項については部長が専決することができる。

(補則)

- 第7条 この規程に定めるもののほか、部会に必要な事項は常任委員会で定める。

(附則)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

平成26年5月22日一部改正

平成30年3月23日一部改正

令和4年12月14日一部改正

令和7年5月22日一部改正